

大阪府ユニバーサルデザイン推進指針の概要

指針の策定経緯・位置づけ等

インバウンドの増加や高齢化の進展、2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催等を踏まえ、「ユニバーサルデザイン社会」の実現のため、大阪府で実施している取組を、国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年閣議決定）」をもとに整理し、行政分野を越えてとりまとめたもの（平成 30 年 6 月策定）

今般、2025 年大阪・関西万博の開催等を踏まえ、令和 8 年 3 月に本指針を改定

改定の主なポイント

本指針の 2 本柱である「心のバリアフリー」「ユニバーサルデザインのまちづくり」は継承しつつ、大阪・関西万博において実施した取組を踏まえ、万博のレガシー等を追加

■大阪・関西万博を踏まえた取組方針

○大阪・関西万博推進本部ユニバーサルデザイン部会では、令和 4 年の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行を受け、情報アクセシビリティの観点も含めた 3 つのめざすべき姿を掲げた

○この万博の経過を踏まえ、本指針の大阪府の取組方針の中に上記内容を反映するとともに、「心のバリアフリー」について、情報アクセシビリティの理念を包含するよう明確化して新たに整理

■大阪・関西万博のレガシーとなる事業の追加

○現在各部局で実施している取組の点検・整理に加えて、大阪・関西万博開催をレガシーとして実施する取組（人間洗濯機を含む各種介護テクノロジーや障がい児者の社会参加に資するテクノロジーの活用等）を追記

■その他

○策定時以降のユニバーサルデザインにかかる法令改正等を踏まえ、障がい者だけでなく、高齢者や子ども等すべての人が対象であることを明確化するため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法や子どもまんなか社会などの情報を追記

府におけるユニバーサルデザインの取組

■具体的な取組

・国の行動計画における取組の柱「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」の考え方を基本的な指針としつつ、大阪・関西万博での取組を踏まえて、オール府庁で具体的な取組を進める

【府の基本的な指針（項目）】

- 1 心のバリアフリー
 - I 学校教育におけるユニバーサルデザイン
 - II 企業・行政等におけるユニバーサルデザイン
 - III 地域におけるユニバーサルデザイン
 - IV その他
- 2 ユニバーサルデザインのまちづくり
 - I 公共交通機関や道路等のユニバーサルデザイン化
 - II 建物など施設のユニバーサルデザイン化
 - III ICTなどの技術も活用したきめ細かい情報発信・行動支援

■取組方針

- ・国、市町村、関係団体等との連携
- ・府民の理解促進

■進行管理

・「ユニバーサルデザイン推進指針庁内連絡会議」を設置し、各部局の取組状況を共有・意見交換